名古屋港管理組合公報

平成31年4月26日

(金曜日)

第 632 号

扶		次 則		
<u>#</u>	i	示		
2		告	4	
○個人情報保護制度の運用状況				
○山真仏八寺及○旧だ旨 <u>任</u> 日の旧報ム州両反	200座用扒机			

規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年四月二十六日

名古屋市長 河村 たかし名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合規則第八号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第二項中「午後五時十五分まで」を「午後五時三十分まで」に改める。
- 第一条の五の次に次の一条を加える。

(超過勤務等を命ずる時間及び月数の上限)

- 限の超過勤務等を命ずるものとする。という。)を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小条例第五号)第十五条第三項に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務をいう。以下この条において「超過勤務等」第一条の五の二 任命権者は、職員に超過勤務(条例第八条に規定する勤務及び給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合
 - にあつては、時間) | 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数(イ
 - イ 口に掲げる職員以外の職員 次の印及び囚に定める時間
 - ① 一箇月において超過勤務等を命ずる時間について四十五時間
 - ② 一年において超過勤務等を命ずる時間について三百六十時間
 - 時間及び月数ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の①及び②に定める
 - 一年において超過勤務等を命ずる時間について七百二十時間
 - ② イ及び次号(口を除く。)に規定する時間及び月数並びに別に定める期間において別に定める時間及び月数
 - の比重が高い部署として任命権者が認めるものに勤務する職員 次のイから二までに定める時間及び月数二 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)
 - イ 一箇月において超過勤務等を命ずる時間について百時間未満
 - ロ 一年において超過勤務等を命ずる時間について七百二十時間
 - れぞれの期間において超過勤務等を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそ
 - 二年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務等を命ずる月数について大箇月
- 別に定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務等を命を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。) の規定は適用しない。ものをいう。以下この項において同じ。) に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務等2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であつて、任命権者が特に緊急の必要があると認める

 \bigcirc

ずる必要がある場合として別に定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務等を命ずる場合には、当
該超えた部分の超過勤務等を必要最小限のものとし、当該超過勤務等を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る「はられ、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は
一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。書表され昔ろの表述算務等を必要員に除るすること、当該表述算務等を合した日々原でる当該時間又は月葵の質気は係る
第一条の大第二項第一号中「に当たる場合の当該週休日(その日が一月二日で月曜日に当たる場合を除く。)」を「(その
日が一月二日で月曜日に当たる場合を除く。)に当たる場合の当該週休日」に改める。
第五条第二項を次のように改める。
2 条例第十四条第一号に規定する特別休暇の期間は一日単位又は時間単位に、同条第六号に規定する特別休暇の期間は一
日単位に分割することができるものとし、時間単位に分割する場合にあつては一日をもつて八時間とする。
第五条の二第一項中「別記様式第五」の下に「又は別記様式第五の二」を加える。

				华	別	休殿	簿(時間単位)	単位)		
置 遥				職				五		
承認印	整理者印	本 日	M K	**************************************	野		里		1 nhi	重
					年月	ш	事 事 分	かまるで	盟報	
					年月	ш	中 中 分	かまるで	盟推	
					年 月	ш	事	かまるで		
					年 月	ш	事 中	かまるで	里	
					年 月	Ш	時 分 時 分	からまで	時間	
					年月	Ш	事 時 分	かまるで		
					年 月	ш	事	かまるで		
					年月	ш	事	かまるで	留 報	
					年月	ш	事 事 分	かまるで		
					年 月	ш	中 中 中 ク	かれるで	聖盐	

1 区分欄には、「妊障」と記入すること。 2 必要な書類を提出したときは、備考欄にその旨を記入すること。 等 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考

金融

(烟行型口等)

- (経過措置) 規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(以下「改正後の
- 限る。)」とする。 る。)の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間(平成三十一年四月以後の期間に2 適用日から平成三十一年八月三十一日までの間における改正後の規則第一条の五の二第一項第二号(ハに係る部分に限

告示

名古屋港管理組合告示第17号

次の港湾施設は、平成30年12月17日に廃止した。 平成31年4月26日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 物揚場

名 称	位置	延長	エプロン幅	水深	制限荷重(1平方メートルあたり)	備考
金城ふ頭南」物揚場	金城ふ頭南側	メートル 200	メートル 14.5	メートル 4.5	キロニュートン	

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例(平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。)第25条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。 平成31年4月26日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

1 行政文書の開示の実施状況

				義務	開示			任 意	開示	
実	施機	関	章 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	決	定内:	容	古山伊米	決	: 定 内	容
			請求件数	開示	一部開示	不開示	申出件数	開示	一部開示	不開示
管	理	者	作 79	作 74	件 5	0	件 0	件 0	0	0
監	査 委	員	0	0	0	0	0	0	0	0
議		会	0	0	0	0	0	0	0	0
合		計	79	74	5	0	0	0	0	0

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。
- 2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。)第47条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。 平成31年4月26日

> 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

1 個人情報取扱事務の登録状況

実	施	機	関	登	録	件	数	
管	Ð	#	者		17	70		件
監	査	委	員		1	2		
合			計		18	32		

2 自己情報の開示請求の状況

			請	求書に	よる誹	求	П	頭に。	よる 請	求
実	施	機 関	請求件数	決	定内	容	請求件数	決	定内	容
			雨水 件效	開示	一部開示	不開示	胡水什奴	開示	一部開示	不開示
管	理	者	0	0	0	0	3	件 3	0	0
監	查	委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合		計	0	0	0	0	3	3	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

- 3 自己情報の訂正請求の状況 なし
- 4 自己情報の利用停止請求の状況 なし
- 5 審査請求の状況 なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例(平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。)第27条及び第28条の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開の開示の実施状況を次のように公表する。

平成31年4月26日

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

出資法人等	開示申出件数	決	定内	容	合 計
山貝仏八寺	州小中山什奴	開示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	件 1	0	件 1	0	1
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋臨海鉄道株式会社	0	0	0	0	0
名古屋四日市国際港湾株式会社	0	0	0	0	0

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成25年名古屋港管理 組合告示第7号で指定したものをいう。

(2) 指定管理者

指定管理者	開示申出件数	決	定内	容	合 計
1日戊旨垤有		開示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	4 1	0	件 1	0	1
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名管本庁舎PFI株式会社	0	0	0	0	0
株式会社日誠	0	0	0	0	0
株式会社ウッドフレンズ	0	0	0	0	0
新舞子ボートパーク運営共同企業体	0	0	0	0	0

2 異議の申出の状況なし

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合